

論説

睡虎地十一号秦墓竹簡「編年記」

よりみた墓主「喜」について

松崎 つね子

はし が き

一九七五年、湖北省雲夢県睡虎地秦墓十二基の発掘は、従来例の少ない秦墓であったため関心を呼んだが、そのうちの十一号墓から大量の竹簡が出土し、その大半が法律及び法関係文書であることが明らかになるに及んで、更に大きな注目をあびた。このことから当然、研究の関心は十一号墓竹簡に集中することになり、中国での初期の研究は、発掘時点における折からの「儒法闘争史観」の盛行と結びついて行われることになった。出土秦簡の大半が法律及び法関係文書であったことが、そうした立場からの分析を容易にさせ、そのうえ官吏に法の厳しい執行を迫っている同出の「語書」(南郡守騰文書¹)、及び秦の近隣諸国への連年の戦争や、十一号墓々主「喜」が法律関係の

睡虎地十一号秦墓竹簡「編年記」よりみた墓主「喜」について 松崎

官吏であつたらしいことを記している「編年記」等の存在が、そうした解釈を更に補強する材料になった。

現在そうした見方は「影射史学」として否定され、より実証的な研究がなされるようになった。しかし秦の統一を歴史の必然とみ、その動きに反対する勢力をすべて反動とみることを前提とする以上、儒に対する見方などに（同出の「為吏之道」の中に儒教思想の存在を指摘するなど、より客観的になった点はあるものの）、根本の所ではそれほど違はないように思う。

以上のように、この墓群をめぐる関心は、十二基の秦墓から十一号墓へ、更に出土秦簡へと集中することになった。この点は日本でも同じである。今や研究者の関心は、竹簡を出土した墓を離れて、竹簡文書、特にその中の法律関係文書に集中している観がある。大庭脩がいうように、これを「『律の書』が発掘された⁽²⁾」とみれば、それが従来類のないものであるだけに、そこに研究者の目が集中するのも当然である。

しかしこれらの出土秦簡を、墓主「喜」の「蔵書」とみれば、これは喜という人物の一面を示す史料としてみることもできる。またその中の「編年記」には、墓主「喜」の経歴及び彼の家族の出生・死亡などが記されていて、出土秦簡の中で墓主と直接つながる唯一の文書である。たとえそれが非常に不備なものであっても、墓主の生涯を知らせる文書を伴なうことは、こうしたクラスの墓では稀なのである。

また黄盛璋は「編年記」に示される喜の最終の官「治獄」を考証して、「秦の獄掾と等しく、秩は大体百石であろう⁽³⁾」としている。『漢書』「百官公卿表上」によれば、

百石以下有斗食・佐史之秩、是為少吏。

とあり、百石以下を県吏の下級に位置づけている。「百石程度の下級官吏」である「治獄」と、墓や副葬品の規模が示す喜の経済力との間には、大きなズレが感ぜられるが、果してこの間には相関々係があるのか、ないのか。以上のように「編年記」の出土はこの時代の民衆墓クラスの埋葬者を考察する上で貴重な機会を我々に提出してくれたのである。そこで「出土秦簡」の研究にとりかかる前に、まず墓主「喜」について少しでも明らかにできればというのが、本稿の目的である。

以降、本稿のメインテーマである「喜」と「編年記」の関係については第二節でとりあつかい、まず第一節で、「喜」の墓である十一号墓を含む睡虎地秦墓十二基の発掘報告を中心に、更に検討材料として、湖北省の同地方の春秋末より前漢初期までの民衆墓群についての発掘報告を加えて、墓や副葬品の面から「喜」及びその周辺について考察してみたい。

一

まず、睡虎地秦墓十二基中における十一号墓の位置づけを、墓の規模や副葬品の面からみてみたい。

雲夢睡虎地秦墓十二基の発掘報告は、「湖北雲夢睡虎地十一号秦墓発掘簡報」と「湖北雲夢睡虎地十一号秦墓発掘簡報」の二つであり、題名の示すように、前者は墓主喜が埋葬されていた十一号墓一基についての発掘報告であり、後者は残りの十一基の墓の発掘報告である（以後前者を「簡報」A、後者を「簡報」Bとする）。この二論文をもとに、しばらく十二基の墓を概観してみたい。

まず墓の位置・大きさについて、十二基の墓は「やや密集して睡虎地山の山の端に分布し」（「簡報」B—一五一頁）、墓の形式はすべて堅穴土坑墓・一棺一槨・一頭箱であり、副葬品のほとんどは頭箱内に置かれていた。墓の大きさは基底でみると、長さ三・七二米、巾二・四四米の九号墓を最大とし、長さ三・一四米、巾一・二四米の十二号墓を最小とし、その間に他の各墓が位置している（同五二頁）。十一号墓については基底の記載がないため十二基の中でどのあたりに位置するかわからないが、墓口の数字（長さ四・一六米、巾三米）からみて、九号墓に近い大きさをもつ墓と考えるとよからう。

次に各墓の副葬品についてみてみたい。左の表は各墓の副葬品の数を示したものであり、左側の欄は始皇帝の統一以前の墓、右側の欄は統一以後の墓である。⁽⁶⁾

睡虎地秦墓副葬品点数表

墓号	副葬品	墓号	副葬品
3	39	9	63
4	12	11	72
5	14	12	0
6	17	13	37
7	38	14	22
8	22		
10	17		
合計	159	合計	194

12墓合計 352点。

11号墓を除く合計 281点。

統一以前副葬品平均 約23点。

〃 以後 〃 約49点(39点)。

右の表の副葬品の数は、十一号墓の他は単独の報告がないため特定できなかったもので、便法として「簡報」Bの

中で紹介され、あるいは図示されている副葬品番号の最高数をとった。表では十二号墓はゼロで表示されているが、これはけっして副葬品がないということではなく、「簡報」Bに全く例示がなかったからである。前述のように墓も最小であることからみて、多分数も少なく、また例示するに足るだけの副葬品がなかったのであろう。しかし頭箱の存在は副葬品のあったことを示しているし、また各墓の副葬品の数について、「簡報」Bは「九号墓は七〇点近く、三・七・十三号墓は四〇点前後、その他は二〇点前後」（五〇頁）と概数を示しながら、副葬品ゼロの墓の存在については何もいっていない。したがって「二〇点前後」の範疇に入る墓と考えてよからう。では表に示した各墓の「最高数」の正確度が問題であるが、さきに引用した「簡報」Bの各墓の概数とそう離れた数字でないこと、また十一号墓を除く十一基の合計が、やはり「簡報」Bに「三百余点」（五三頁）とあり、表の合計一八一点、これに十二号墓のプラス α が加わるわけであるから、「三百余点」に近い数字とならう。以上、表に示した各墓の副葬品点数を、実際の数とそう遠くないとみてよからう。ということ、しばらくこの表をもとに考えてみたい。

副葬品の平均は始皇帝統一以前が約二三点、統一以後が十二号墓を除くと四九点、十二号墓を入れても三九点であり、統一以前・以後を比較すると、後者の方が約二倍である。また質の点においても「当時では高価な」漆器（B一六〇頁）が、十一号墓では四〇余点で、「大部分保存がよく、色彩艶麗、まるで新しいもののように、線も流麗、図柄も優美」（A一四頁）であり、九号墓では「副葬品は七〇点近く、そして輶車・木馬があり、そのうえ漆器の占める量が多い」（B一五九頁）という。これに更に十一号墓の竹簡千百余点加わるわけで、副葬品の点数は、統一以後の方がはるかに勝っていたとみるべきである。では副葬品の点数を統一以前と以後の墓に分けて

みると、統一以前では三号墓と編年の軸となった七号墓、統一以後では九号墓とやはり編年の軸となった十一号墓がそれぞれ上位二位を占めている。これを墓の位置関係でみると、十二基の墓は南北約百米の距離の所にはほぼ一直線に北から



の順に並んでおり（○印は統一以前、□印は統一以後）、統一以前、統一以後の上位二墓がともに近接していることがわかる。十二基の密集した墓群は、血縁もしくは地縁的に近いものと考えられるが、それ以上に、各グループの上位二墓がそれぞれ近接しているのは、両者の関係が特に近いからではないのか。この点についてはのちにふれる。そしてこの二つの時期に分かれる墓主集団の副葬品が示す経済力の差は、同じ血縁もしくは地縁集団の、一定の時間的経過を経ての経済的發展を示すものとみることができないのではないか。十一号墓と七号墓の埋葬年の隔たりは二五六—二二七—三九年であり、一代のズレとみられないこともない。ちなみに「編年記」は始皇十六年（紀元前二三二）に父の死を、同二十年（紀元前二二七）に母の死を記している。十一基の墓の中に、二人の墓もあるのではないか。

以上睡虎地秦墓十二基の墓について、主として副葬品の数、及び墓の編年・位置関係等を検討し、またこの墓群が二つのグループに分けられることをみてきた。これらの結果を他の例と比較することによって更に考察を深めたと思う。そこで睡虎地秦墓と地域的に近い春秋末から戦国期にかけての楚墓群の例を二つと、それに睡虎地秦墓

太暉觀楚墓

墓号	槨有無	副葬品	備考
2	有	4	
3	無	2	
4	有	7	
6	有	47(4)	△
11	無	3	
12	無	3	
15	無	1	
17	無	3	○
18	有	14(3)	△
21	有	17(6)	○
合計		101(13)	
50	有	25(3)	○

○備考欄

△印 春秋末より戦国初期の墓。

○印 戦国初期より中期の墓。

無印 特定できず。

○副葬品欄

()内数字は漆器の数を示す。

よりのちの時代である前漢初期の墓群の例を検討材料として論を進めた。

まず湖北省江陵県太暉觀楚墓群の例をみてみたい。この墓群の中の戦国初期から中期にかけての墓と目されている五十号墓は、一棺一槨・一頭箱の堅穴土坑墓で、副葬品は二五点、うち土器二〇点、漆器三点⁽⁷⁾であり、同じく太暉觀楚墓二・三・四・六・十一・十二・十五・十七・十八・二十一号墓の報告によると、一〇基のうち五基が一棺一槨、五基が棺のみ、棺槨のある五基のうち二十一号墓だけは槨室の頭部側に横隔板で仕切られた空間があり、すなわち頭箱にかわるものがあり、そこに副葬品が置かれていたが、他の四基にはそのようなものもなく、ただ棺と槨との間にあいた頭部側の空間が大体においてその役割を果していた。一〇基全体の副葬品約一〇一点、うち土器四二点、金属器四三点、漆器十三点、その他であった。以上の結果を表にすると次のようになる。

この表をみると、この墓群内の副葬品点数に大きな差のあることがわかる。そして「鼎・簋・壺が出土する墓の

年代は春秋戦国の際、あるいは戦国初期であり、鼎・敦・壺が出土する墓の時代は戦国初期から中期であろう(二三六頁)とあるのに従うと、表の備考欄のようになり、この墓群は春秋末期から戦国初期にかけての墓と、戦国初期から中期にかけての墓の二つのグループに分けられ、睡虎地秦墓の場合と同じく、ここでもそれぞれのグループに副葬品のピークを示す墓があり、そうした墓に漆器が集中していることがわかる。そして頭箱のある墓、頭箱らしきもののある墓が、この墓群では後期のグループに属す、そして副葬品の数がピークをなす五十号墓・二十一号墓であることもつけ加えておく。なお表の備考欄の無印は、副葬品が少ないため、特定するに足る材料がなかったからである。

次に、同じく湖北省江陵县拍馬山楚墓二七墓の例を表にして示す。

拍馬山楚墓

墓号	棺 槨	副葬品	備考
1	一 棺	6(1)	○
2	一棺一槨	35(12)	○
3	〃	3	△
4	〃	10(2)	○
5	一 棺	25(6)	
6	無	0	
7	一棺一槨	7(2)	
8	〃	6(2)	
9	〃	3	
10	一 棺	10(1)	△
11	一棺一槨	24(9)	○
12	一 棺	8(1)	
13	薄 板	0	
14	一棺一槨	6	
15	一 棺	17	
16	一棺一槨	11(4)	
17	〃	3	
18	〃	5(1)	
19	一 棺	14(6)	○
20	一棺一槨	6(1)	
21	〃	3(2)	
22	〃	9(6)	
23	〃	15(5)	○
24	一 棺	5	○
25	一棺一槨	17(3)	○
26	一 棺	13	○
27	〃	0	
合計		261(64)	

- 備考欄 △印 春秋末の墓。
 ○印 戦国中後期の墓。
 無印 特定できず。
 ○副葬品欄 ()内数字は漆器の数を示す。

墓の形式は二七墓のうち一棺一槨墓は十六基、棺のみ九基、薄板のみ一基、無棺のもの（遺骸をむしろに包んだだけ）一基であり、編年はこれらの墓の「発掘簡報」（一五九頁）によった。この墓群は中後期のものが大半を占めるようであるが、棺槨の有無、副葬品の点数をみても、大変格差のあることがわかる。そして漆器はやはり副葬品の多いところにかたよっていることが指摘できる。

この地方は、男性の遺体がほぼ完全な形で出土した江陵鳳凰山一六八号漢墓などで知られる漢代の墓群のあるところであるが、すでに一八〇余が掘られているそうである。そうした墓の中で、前漢の文帝から景帝に至る時期の墓である江陵鳳凰山八・九・十号墓について、黄盛璋は「三つの墓は互いに近接していて十米ほど離れているだけで、……（八・九号墓は）夫婦の関係にあるのではないか。……三墓がこのように近くに埋葬されたのは、一家と考えるべきであろう。また十号墓によると張姓とすべきで、簡牘の中にも少なからず張姓があり、附近の墓も皆同じ姓を名のる者の墓群であろう」とのべている。⁽¹¹⁾私はさきに睡虎地秦墓十二基は、血縁はもしくは地縁的に近いものの墓ではないかとのべた。この漢墓の例を傍証にできないであろうか。ちなみに前述三墓の副葬品について「八号墓が四百余点に達し、九・十号墓がこれについて各々二百余点⁽¹²⁾」であるという。

太暉觀墓々群は、南北約四〇〇米、東西約二四〇米の所に四七基の墓が密集し、その北端の墓からさほど遠くない所に五十号墓がある。拍馬山の楚墓群は、約三〇〇米の距離の所に七〇基⁽¹³⁾近くの墓があるという。いずれも非常に密集していることがわかる。ここでとりあげた太暉觀墓が四七例中の一〇例、拍馬山が七〇例中の二七例、鳳凰山漢墓は一八〇余の報告もある如く、大変多いわけで、どの場合もここに言い及んだのはそのうちの一部である。

また副葬品についても点数のみを目安にして論じてきたが、これは本来その質・内容にも立ち入るべき性格のものであるが、あえて省略してきた。ただその欠を補う意味で、漆器の数をあげてきた。これは、漆器が当時非常に高価なもので、その存在の多寡が副葬品の内容をはかる尺度になると考えたからである。以上、不備を承知の上で、これまでのことを材料に、結論めいたことを少しのべてみたい。

これまであげてきた各墓群の副葬品の数をみると、各墓群の中で上位にランクされる墓の内容が、基本的には時代がさがるに従って、すなわち太暉観前期（春秋末期——戦国初期）、同後期（戦国初期——中期）、拍馬山（戦国中期——後期）、睡虎地前期（始皇帝統一以前）、同後期（統一後）と、次第に豊かになっていることがわかる。ということは、いつの時代にも拍馬山の無棺墓のような例が当然あるわけで、上が豊かになればなるほど格差は拡がってゆくということになる。これを言い直すと、民衆墓クラスの墓が示すこの格差は、時代の進行とともに拡がってゆく民衆レベルでの経済力の格差を示すということになる。更にこうした民衆墓群を、血縁もしくは地縁的に近いものの墓とみるなら、この各墓群のありようは、各時代の周辺地域の階層差をそのまま示しているとみてよからう。

こうした中で睡虎地十二墓の例は少し様相がちがうようなので、少し検討してみたい。まず墓群としては数も少なく、また副葬品・墓の大きさに差はあっても、拍馬山楚墓にみられるような差はなく、墓の形式も共通している。またさらにこの墓群の墓の大きさを示すため、墓底の最大と最小の数字を紹介したが、これを前述の太暉観墓群・拍馬山墓群の墓底の大きさと比較すると、これらの墓の最大のもの、睡虎地秦墓の最小の十二号墓と大体同

じくくらいである。以上睡虎地秦墓十二基は、一定水準以上の内容をもった墓群とみていい。前述の八・九・十号漢墓の場合のように、有力な一家、あるいは非常に近い一族の墓と考えてもいいのではないか。いずれにして、どの墓群にもそのグループの中で、はっきりと頭を出している墓があるわけで、それはその墓群の各墓主たちが生きていた時の地位がそのままあらわれているとみてよからう。そう考えると、十一号墓々主は地方の下級役人とはいえ、その地のある階層以上の一族の有力な人物とみていいのではないか。ちなみに、それぞれの時期の墓群の漆器の最高点数をみると、これは同時に副葬品点数のピークと一致している。太暉觀前期四点、同後期六点、拍馬山九点、睡虎地十一号墓四〇余点である。八号漢墓の一三〇点（九号墓一〇二点、十号墓二八点）には比ぶべくもないが、しかしそれ以前の例に比して、十一号墓の内容が非常に高いことがわかる。

二

次に出土秦簡「編年記」の内容から、十一号墓々主「喜」について考えてみたい。そこでこれまで発表された論者の説をまず紹介したい。

十一号墓の墓主の骨が四〇余歳の男性のものと推定されること⁽¹⁴⁾、出土秦簡「編年記」最終年の始皇三十年が「喜」四六歳の年にあたることから、墓主が「編年記」に記載されている「喜」であるということでは、ほとんど見解の相違はない。では、この「編年記」の作成者についてはどうか。

まずこの竹簡を最初に紹介した季勲の「雲夢睡虎地秦簡概述」⁽¹⁵⁾、孝感地区第二期亦工亦農文物考古訓練班の「湖

北雲夢睡虎地十一号秦墓發掘簡報⁽¹⁶⁾」ともに、この点については何ものべていない。また最近入手した『睡虎地秦墓竹簡』の「編年記 説明」にも、このことには特にふれてない。ただ編者である「睡虎地秦簡整理小組」の見解として「字体からみると、昭王元年から秦王政（始皇）十一年までの大事は、多分いちどに書かれたものであり、こゝまで（始皇十一年まで——筆者）の喜及びその家族についての記載と、秦王政（始皇）十二年以後の簡文は、筆跡がややあらい。それはのちに書き加えられたせいであろう⁽¹⁷⁾」とのべている。これは読み方によっては作成者二人説ともとれる。「編年記」は二度にわたって書かれた。それは「筆跡にややあらい」部分と、そうでない部分があるからであるという。しかし、筆跡が「ちがう」とはいつてないのであるから、「整理小組」の見解は、多分「書き手」は同一人とみているのであろう。私のみるところ、写真版のそれはたしかに筆跡のちがいとみるかどうかは措いて、「ややあらい」と表現されている部分の筆跡が、それ以前に書かれたとされている部分の筆跡より「肉太」であるというこゝはいえる。

「編年記」について専論している黄盛璋もまた特にそのことにはふれていないが、ただ『史記』と「編年記」の間にくいちがいのある事項について、「特に秦始皇の記事については、喜はずでに成年に達し、自ら親しく見聞したことであるから、……本人の記すところ、に従うべきである⁽¹⁸⁾」と、「編年記」の記載に信を置いているところがある。これは黄盛璋がごく自然に「編年記」が喜の手になるものと考えている証拠であろう。前述のような、特にふれてない場合、黄盛璋のように考えている場合が多いのではないか。

はっきりと本人説を打ち出しているのに古賀登がおり、「筆跡は右上りあり、右下りあり、かなり乱暴な書き方

であるが、同一人物つまり喜自身の手になるものと認められる⁽¹⁹⁾」としている。「整理小組」と同じく筆跡を問題にしているが、そして本人説ということでは「整理小組」も多分同じ答えを出していると思うが、それでいて中味には少々ズレがある。

以上のような説に対して、さきごろ『雲夢秦簡初探⁽²⁰⁾』を公にした高敏は、『大事記⁽²¹⁾』の作成者は、政治的観点を『喜』と同じくする者で、『喜』の弟、あるいは同族の兄弟であろう⁽²²⁾（十七頁）とし、その理由として「『喜』は秦朝下で軍にゆき、戦争にゆき、役人になり、更に治獄の職についた。彼は秦始皇の統一戦争の支持者であり、参加者であり、また『法治』を執行する地方官吏であった」（十六頁）。「大事記」が示す政治的観点もこうした喜の政治観点と同じであり、『大事記』の言葉からみると、墓主『喜』及び『喜』の弟たちはみな名で呼び、『喜』の父を『公』としている。これは『大事記』の作成者が『喜』の父に対しては後輩、『喜』に対しては同輩と考えるべきである。したがってこの人間は、『喜』の弟、あるいは同族の兄弟であろう⁽²³⁾（十八頁）と結論している。

では次に、この「編年記」の性格についてみてみたい。季勲は「秦の昭王元年から始皇三十年に至るまでの全国統一戦争の過程を逐年記録し、同時に一人の『喜』という人物の経歴と彼に關係する事項を記したもので、後世の年譜のようなもの⁽²⁴⁾」と記し、『簡報』A（三頁）及び『睡虎地秦墓竹簡』（一九七八年、一頁）も、ほぼ同じ見解を出している。しかし高敏は「単なる墓主『喜』の年譜の性格をもつものなら、昭王元年から始めるのではなく、『喜』の生年から、即ち昭王四十五年から始めるべきである。……次に『大事記』は昭王元年から昭王四十五年に至るまで、書かれているのはすべて秦の軍政大事であって、一字として墓主『喜』及びその家の事にふれていな

い。これは最も年譜の体裁に合わないものである。然るに『大事記』の後半部は年譜に酷似しており、したがって『大事記』は書き方において前半部と後半部とで、はっきりとちがいがあがある」(十三頁)とのべ、「このような大事年表と年譜を合せたような『大事記』を、どのような性格のものとするべきか」と問い、「家譜と墓誌を合せたようなもの」(十四頁)と結論する。この結論は、高敏が「弟ないし同族の兄弟」を作成者としていることからくる当然の結論であらう。ただ一言いえば、墓誌の要素があるなら、喜の死も書き加えるのが自然のように思えるが。

ところで作成者を推定する場合、先に引用した筆跡から作成時期を二期に分ける「睡虎地秦墓竹簡整理小組」の見解は、聞くべき内容をもっているように思う。昭王四十五年、喜の誕生を記してより、始皇十一年までの「小事」は、すべて大事のあとに書かれている。したがってこれはのちに書き加えることのできた位置にある。始皇十二年以降の小事には、大事の前に書かれている場合もある。のちにふれるので省略するが、「編年記」を仔細に検討すると、高敏のように小事が始めて記される、すなわち喜の誕生を記した年を境に、前半と後半に分けるより、「整理小組」の見解の方が納得がいくように思う。

以下、諸氏の見解をふまえて考察を進めたい。「整理小組」の右の見解を入れて考えると、最初に昭王元年から始皇十一年まで、「大事」のみが書き入れられた時と、その後、書き継がれた時点とでは、この「編年記」の性格は変わってしまったのではないか。とすれば、あるいは作成者一人説ということも、考え方として成り立ち得るとはさきにもべた。ただここでは喜一人説で論を進めてゆきたい。文字通り最初の段階は「大事記」であった。それがのちにさかのぼって昭王四十五年以降、喜の誕生・経歴・家族の事などが書き加えられることによって「大事

記」ではなくなってしまう。さかのぼって「小事」を書き加えた時、この「編年記」の作成者の目的は、「大事記」の作成から別の事にならなくなってしまったのではないか。それは「小事」が加わっただけでなく、始皇十二年以降の「大事」に類する事柄の書き方、関心の持ち方にもあらわれている。この関心の変化は、「喜」の心境の変化の一端を示しているのではないか。この「編年記」を読む者に、喜の誕生を記した年を境に、この年表の主体が喜に移っているように感じさせるのは、まさに喜の意志の反映であろう。以上のように「整理小組」の見解をもとに考えると、これが昭王元年から書き始まっていることの意味、昭王四十五年に突如「小事」が書き加えられて、この年表の性格を変えさせてしまっていることの意味を理解できるように思う。

古賀登は「編年記」の莊王元年以降、重要な戦役の記事がぬけていることから、『編年記』は、昭襄王元年から孝文王元年ごろまでのことは、秦の大事を記した所謂大事記を写し、自己の生誕以後の見聞をそれに加筆し、莊王元年ごろ以降は、主として自己の関心にもとづき、事件を記していったものと考えられる。だとすれば、編年記は、公式大事記と、喜の私的年代記をつなぎあわせたものといえる⁽²³⁾と、さきの「整理小組」の見解と若干ズレるものの、それに近い結論を出している。内容的検討から得られる一つの見解であると思う。ただ実物をみている「整理小組」の筆跡からみた結論は重いもののように思うが。

では次にこれまでのことをふまえて、「編年記」の記載内容について検討したい。さきに、同出した「秦律」等法律及び法関係文書などが、折からの中国での「儒法闘争史観」の盛行と重なったため、そうした観点から解釈されがちであったとのべた。その点では「六国統一戦争」を記す「編年記」も同じで、この記載内容から喜を、秦の

統一戦争を支持し、同時に秦の法家路線を執行する地方官吏として位置づける上で大いに力になった。今日、かつてのような「儒法闘争史観」は否定され、高敏も前掲書の中で「四人組」の鼓吹した「史観」をしばしば否定している。それでいて喜をなんのためらいもなく、始皇の政策を支持する法家官吏として位置づけているのは、始皇帝の統一を大前提とする以上、当然の帰結なのであろう。しかし、六国統一戦争を記しているのは、それを支持しているためと、そう単純に「編年記」をみていいのか。しばらく「編年記」の書かれ方をみてみよう。

さきの「整理小組」の始皇十一年を「大事」の記載の区切りとみる見解に従ってみると、それ以前は二、三の例外を除いてすべて「攻○○」（○○は地名）という表現で示される戦争の記録である（以降、始皇十一年以前を「前期」、以後を「後期」と表示する）。そしてそのほとんどを『史記』の「六国年表」等に見ることができるところが「後期」についてみると、「前期」のような戦争の記録は（始皇）十七年、攻韓、「十八年、攻趙」「廿年、攻魏梁」の三回だけである。「前期」の七一年間に比して「後期」は十九年間と、年数が短かいとはいえ激滅している。勿論、六国統一戦争を控えているわけで、「前期」とは状況がちがうのかもしれない。しかし「六国年表」にはこのころ秦の趙への戦争などが記されている。そして不思議なことに、六国併合期であるのに「編年記」には六国滅亡の記載が一例もないのである。「秦の統一戦争を積極的に支持した」喜が、あるいは「喜と考えを同じくする人物」が書いたものとすれば、これははなはだ不思議なことといわねばならない。始皇帝の統一を記さないのも、⁽²⁴⁾共通する理由によるのだから。

滅亡の記録が一例もないとはのべたが、なにもないのかというそうではなく、先にあげた戦争の記録三例のう

ち、韓と魏はその年に滅んだのであるから、間接的表現とはいえる。しかし、ここから「滅亡」を読みとることは不可能である。では喜の祖国楚のその年は、とみると、「廿四年 □□□王□□□」とある。この年「六国年表・楚表」に「秦虜王負獨、秦滅楚」とある。多分「編年記」には「秦虜楚王負獨」といった記載があったのではない。また趙の滅亡の年は「廿五年」とあるのみで空欄になっている。その翌年が斉の滅亡、すなわち全国統一の年であるが、やはり「廿六年」とあるのみである。「編年記」には燕のことは一例も記載がないのであるから、趙と同様に滅んだ燕については勿論なにもない。ついでにいえば、斉の記載は一回だけである。

以上、韓・魏・楚についての記載を滅亡の記録としてみたとしても、間接的表現でしかなく、ましてあとの趙・燕・斉に至ってはそれさえもない。ではこの「編年記」の作成者は、六国の滅亡に無関心であったのか。次のような記載をみるとどうもそうとも思えない。

廿年 韓王居□山。

廿一年 韓王死。昌平君居其所、又死□屬。

廿三年 興、攻荆、□□守陽□死。四月 昌文君死。

廿四年 □□□王□□□。

と、廿年から廿四年に至る時期に集中して、ある個人の動静・死を記している。「編年記」ではここ以外に、家族・昭王・孝文王・莊王を除いて、個人の死（この場合、王の死は「大事」に入ろう）を記しているのは、「(昭王)五十二年 王稽・張祿死」以外ない。これらの記載は、喜がけっして六国の滅亡に無関心ではなかったことを示し

ている。というのは、韓王の記事についていえば、それは「始皇本紀」十七年の条にある、「内史騰攻韓、得韓王安、尽納其地」につづく動靜である。韓はここで滅びたのであり、『史記』には以降これに関する記録はなく、これは新しい史実の提示である。この「始皇本紀」に出てくる「内史騰」は、出土秦簡「語書」に出てくる「南郡守騰」であるということでは、大方の見解が一致しているのであり、とすれば、韓王が捕われていた場所「□山」、死んだ場所「□属」は、騰の支配下、南郡と考えてよからう。

それにつづく「廿一年 昌平君居其所、又死□属」の昌平君についてであるが、従来「始皇本紀」の次の四条に出てくる「昌平君」は同一人物と考えられてきた。

(1)九年 令相国昌平君・昌文君発卒攻毒。

(2)二十一年 新鄭反、昌平君徙于郢。

(3)二十三年 荆将項燕立昌平君為荆王、反秦於淮南。

(4)二十四年 王翦・蒙武攻荆、破荆軍、昌平君死、項燕遂自殺。

しかし、「編年記」の廿一年の条「昌平君居其所、又死□属」をここに入れると、昌平君はこの年死んだことになる。すると、始皇二十三年・二十四年の「昌平君」は別人でなければならない。また「編年記」と「始皇本紀」の二十一年の条を合わせると、昌平君が「新鄭の反」に関わって徙された場所は、まさに楚のかつての都、郢であり、そこは南郡にされたところである。したがって韓王安・昌平君が死んだ場所は南郡内と考えていいであろう。

黄盛璋は、「編年記」廿三年の「興、攻荆、□□守陽□死。四月 昌文君死」は、「始皇本紀」二十四年の条に示

される事柄と同一のことであり、ただし、この二十四年は、二十三年、すなわち「編年記」の年に合わせるべきだとしてゐる。というのは、『史記』の「六国年表」「王翦伝」「蒙恬伝」「楚世家」すべて、この事件を二十三年のこととしているからである。そして項燕が擁立したのは「編年記」の示す如く昌文君とすべきで、『史記』に記される「昌平君」は「昌文君」の誤りであり、また「守陽園」は「項燕」のことであろうとしてゐる。とすると、「編年記」は韓王・昌平君・昌文君・守陽君（項燕）・楚王等、楚の地で死んだもの、楚と関わりの深い人物の死を、この時期集中的に記していることになる。まして昌文君・項燕の死は、反秦の旗上げをしたうえでの死であった。こうみてくると、六国滅亡期、すなわち統一期における喜の関心が、もっぱら「楚」の地にむけられていたことがわかる。「編年記」における視野が、「前期」には遠くに拡がっていたとすれば、「後期」のそれは狭く近くなっている。そしてもう一つ気のつくことは、滅亡についての間接的な表現さえもない趙・燕・齊が、喜にとって遠い国であるということである。彼のこのころの関心は、自己の住む世界を中心にして世の中を眺めていたのではなく、国であるというところの関心は、自己の住む世界を中心にして世の中を眺めていたのではなく、四二歳で統一の完成をみるまで、彼なりの感懐で世の趨勢を眺めていたのではなかったか。

では彼はどこの任人だったのか。手がかりとして、「編年記」にみえる喜が官吏として関係した土地を左に掲げる。

始皇三年 掾史。

〃 四年十一月 為安陸御史。

睡虎地十一号秦墓竹簡「編年記」よりみた墓主「喜」について

松崎

〃 六年四月 為安陸令史。

〃 七年正月甲寅 鄢令史。

〃 十二年四月癸丑 治獄鄢。

安陸・鄢がそれぞれ二回であるが、このうち「安陸」が彼にとって縁が深そうなので、安陸と喜の関わりについてさぐってみたい。というのは、彼の周辺史料に「安陸」が多いからである。「編年記」にはもう二ヶ所「安陸」が出てくる。

昭王廿九年 攻安陸。

始皇廿八年 今（始皇）過安陸。

また喜の副葬品の土器六点すべてに「安陸市亭」の印が捺され、十四号墓の土器三点にも同じく「安陸市亭」の印が捺されていた。また四号墓の木牘に、

母操夏衣来、今書即到、母視安陸。杀布賤、可以為禪・裙・襦者、母必為之、令与錢偕来、其杀布貴、徒以錢来。⁽²⁶⁾

とある。これは黒夫と惊という淮陽に従軍している二人の人物が家に書き送った手紙の一部で、夏着が必要なので、安陸の布が賤かったら買って衣服を作って送ってくれるよう、もし安陸の布が貴ければ、お金を送ってくれるようなのでいる。「もしそ、ちら、（安陸）で布がやすく手に入るようなら云々」というわけであるから、手紙の受取人は、当然安陸の人間ということになる。

以上、睡虎地秦墓に葬られている人たちは、安陸の人間と考えていいのではないかと、さき「今（始皇帝）過安陸」を「編年記」に書き込んだのも、単に始皇帝の巡幸を記したのではなく、そこに喜が立って、巡幸途中の始皇帝を遠く眺めている姿が浮んでこないだろうか。「編年記」の記載では「前期」に属する「廿九年 攻安陸」も、他の戦争の記事一般の一つではなく、この年表が、安陸の人間によって書かれたことの反映なのではないか。そもそもこれまで「安陸県」は『史記』に記載がなく、漢代に設置された考えられてきた。それが今回、この史料から戦国秦にも存在したことが明らかになったのである。前にものべたように、「編年記」の大事の記録はほとんど『史記』にみられるのであるが、この「昭王廿九年」の年を「六国年表」で見ると、「秦表」には「白起撃楚、拔郢、更東至竟陵、以為南郡」とあり、「楚表」には「秦拔我郢、燒夷陵、王亡走陳」とある。この年、楚の都、郢が落ち、王が陳に亡げ、この地域が南郡として秦の領域に繰入れられたのである。これらのことが「大事」であろう。この「編年記」は、喜が何かを下敷に書き写したものであろうが、それにはこれらの「大事」がなくて、「攻安陸」があったのだろうか。この廿九年の記載は、「前期」に書かれたものであろうが、自分たちの父祖の地・墳墓の地が秦の領域に繰入れられた時の戦いとして、喜の主観をまじえた表現にかえられたのではないかとすれば、「後期」にみられるような喜の姿の片鱗をここにみることができるといえる。

以上のような「編年記」の書かれ方をみると、喜が秦の統一戦争を支持していたというより、もっと複雑な心境を示しているように思われる。同出の「語書」は公文書であるから当然であるが、始皇帝の諱の忌避が嚴重に守られている。ところが「編年記」には「正」の字が三回使用されており、このうち二回は始皇帝の時代である。ちな

みに「正」の字は「語書」では「端」の字をもってかえている。私文書であるとはいえ、喜の心の一端をのぞかせてはいないか。喜は、父祖の地、楚が秦に編入されて十六年後にこの世に生を受け、彼が生涯を終える直前まで、楚はよその地で余喘を保ちつづけた。そういう状況にある時、前節で考察したように、彼のような在地に基盤をもちつづけてきた家の人間にとって、新しい支配者を迎えてすぐ、その忠実な官吏として転身できるのだろうか。勿論人間にはあらゆる場合が想定できるのであるが、しかし少なくとも「編年記」のありようは、戦争を記しているから、その戦争を支持していたなどといえるものではないといえよう。

秦が崩壊したとき、いったんは旧六国が復活した。最初に反秦の声をあげた陳勝・呉広の乱は、国号に張楚を名のった。また楚では「秦を亡ぼすものは必ず楚なり」といわれていた。秦の統一の内容がそんなに単純なものではなかったことは誰も疑わない。それなのにこの「喜」を論ずる時、この辺をすどおりして、同出の「秦律」や「語書」にひきつけて、秦の法家支配を率先執行した地方下級官吏として位置づけるのは、安易にすぎるように思う。まして彼は前章でみた墓の規模から考えられるように、その地方に、ある基盤をもった人物であった。彼の官吏としての経歴は、「編年記」によるかぎり二十八歳のときの「治獄」が最後である。「編年記」最終年の始皇卅年まで十九年、彼がずっとこの官にあったとしては長すぎる。途中で辞して、その後民間人としてすごした可能性は十分にある。こう解釈すると、彼が地方下級官吏として終わったことと、彼の経済的背景とは別のこととして考えねばならない。とすれば、この場合、百石程度の官吏の墓の基準には必ずしもならないということになる。また同出の「秦律」等は、これまで、喜が法律を専門とする官吏、あるいは法家支配を率先実行する官吏とするうえで、の証

拠とされてきた。しかし法に明るい有能な官吏、必ずしも秦に忠実とはかぎるまい。こうした観点から節をあらためて、喜について再考し、結論としたい。

三

前節で「(始皇)廿九年、今(始皇)過安陸」についてのべた。この記事をみると、『史記』に描かれる項羽が会稽で、劉邦が咸陽で、それぞれ遠く始皇帝の巡幸を眺めて

(項羽)曰「彼可取而代也」⁽²⁸⁾。

(劉邦)喟然太息曰「嗟呼、大丈夫当如此也」⁽²⁹⁾。

と発した彼等の「感懐」の様が思い起こされてくる。これに、六国統一後二年目、父祖の地を巡る始皇帝を眺める喜の感懐と重ね合わせるのは、思い入れがすぎようか。

秦漢の際、陳勝・呉広の乱に端を発する反秦の波が起こったとき、秦の官僚組織の末端にしながら反乱側につき、その後大いに活躍した例を多くあげることができる。そうしたタイプに共通していえるのは、概して武ではなく、文で政権確立に力を発揮していることである。

例えば劉邦を助けて漢帝国の創立に力のあった蕭何は、「文、無害なるを以て、沛の主吏の掾と為った」。「以文無害」とは、「文とは律令文を指して言い、律令文に精通し、人を害すること深刻ならざる」⁽³⁰⁾ことで、蕭何が主吏の掾となったのは、法律に精通していたからであった。そして

睡虎地十一号秦墓竹簡「編年記」よりみた墓主「喜」について

松崎

第六十一卷 二七七

秦御史監郡者与従事、常辨之。何乃給泗水卒史、事、第一。秦御史欲入言徵何、何固請、得毋行。

と、泗水郡（これは秦での名で、漢では沛郡と改められた）の卒史に任ぜられ、成績第一であったことから中央に徴されたが、固辞してゆかなくてすんだという。蕭何は自ら昇進の道を拒んだのである。しかし彼の能力は時を得て十二分に發揮する機会を得た。劉邦とともに秦の都、咸陽に入ったとき、

諸將皆争走金帛財物之府分之、何独先入収秦丞相御史律令圖書藏之。沛公為漢王、……漢王所以具知天下隄塞、戸口多少、疆弱之処、民所疾苦者、以何具得秦圖書也。⁽³¹⁾

と、また、はじめて関中に入ったとき、

約法三章、……蠲削煩苛、兆民大説。其後……三章之法不足以禦姦、於是相国蕭何撫秦法、取其宜於時者、作律九章。⁽³²⁾

と、帝国草創にあたって、なすべきことを着々と進めている。とともに蕭何が法律に通じ、また行政の熟達者であったことを、これらの記事は伝えている。そしてそうした蕭何にふさわしく、初期の段階から自分たちの集団の將來を、政權樹立を射程に入れつつ事をはこんでいる。彼がいかに先をみていたか、

是時蕭何為相国。而張蒼乃自秦時為柱下史、明習天下圖書計籍。蒼又善用算律曆、故令蒼以列侯居相府、領主郡国上計者。⁽³³⁾

と、蕭何は張蒼が秦の時、柱下の御史をつとめ、天下の圖書・財政・戸籍に明るかったので、列侯のまま相国の府にとどめて郡国の財政報告を司どらせたという。張蒼はのち恵帝の時、御史大夫、文帝の時、丞相となり、この時

には刑法の改正にもあたっている。蕭何は自分の役割をひき継ぐべき者を用意しているのである。彼等とともに秦朝の下での法律に通じた官吏であった。張蒼は「罪有りて、亡げ帰り」、のち劉邦集団に加わり、蕭何は中央への道を自ら捨てて、のちやはり劉邦と事を挙げている。法に通じていることと、忠誠心とは、彼等にとって別のことであった。

蕭何の漢帝国創立についての功績は、劉邦に忠実であったというより、自己に忠実であったというべきであろう。劉邦と事を起こしたとき、それをリードしていたのはむしろ蕭何であった。もともと山沢に亡匿していた劉邦は「山賊」でしかない。蕭何の沛の城内でのお膳立てと結びついたからこそ、できた旗上げであった。秦の時、蕭何と劉邦との関係は、「何、数々吏事を以て高祖を護り、高祖、亭長と為りて、常に之（蕭何）に左右す⁽³⁴⁾」といわれるように、いわゆる庇護者と被庇護者の関係であった。それでいながらこの反乱集団の長を決めるとき、

恐事不就、後秦種族其家、尽讓劉季。⁽³⁵⁾

と、長になることを避けている。彼には「族」されることを恐れるだけの背景があった。のち論功行賞のとき、蕭何の厚遇に不満をならした連中に、高祖は「諸君独り身を以て我に随う。多くて二、三人」、それなのに蕭何は「宗族数十人、挙げて皆、我に随う⁽³⁶⁾」といっている。彼が沛の「豪吏⁽³⁷⁾」であったとともに、その土地で相当の基盤をもつ家の人物だったといえよう。もう一度、蕭何の生き方をたどってみると、秦朝の下での中央官僚への道のことわったのは、彼には秦のゆくえが見えていたためかもしれない。ともかく地方の官吏としてありつづけた。それだけ慎重だった蕭何が、時至ったとき、積極的に劉邦に手を貸して反乱行動に踏み切った。そこまでしながら、その集

団の長を選ぶとき、「事、就らざるを恐れて」、長になることを避けている。彼の行動にはいつもある線があつて、それ以上に出ない。

こういう例ではかつて東陽の令史であつた陳嬰が王になることを請われたときの去就が思いおこされる。この時陳嬰は母の、

自我為汝家婦、未嘗聞汝先古之有貴者、今暴得大名、不祥。不如有所属、事成猶得封侯、事敗易以亡、非世所指名也。

という言葉に従つて、項羽に王位をゆづつている。そもそも陳嬰が少年たちに推挙されたのは、

故東陽令史、居巢中、素信謹、稱為長者。⁽³⁸⁾

ということからであるが、この背景には陳嬰の家の東陽県におけるある基盤を感じさせる。蕭何・陳嬰ともにかつて秦吏であつた。事にあたつて重要な役割を果しながら、その長につくことは避けている。在地に基盤を持ちつづけてゆくものの、一つの身の処し方を示してはいないか。陳嬰の母の言葉はそれをよく示している。この点でいえば、劉邦も項羽もいふなれば亡命者であつて、何も捨てるものはない。

第一節でみた春秋末から始皇帝期に至る各民衆墓の上位クラスの墓葬内容の豊富化は、そのまま在地有力層の成長を示すものではないか。そしてここにあげた蕭何・張蒼・陳嬰らを、その成長する層を代表する人物とみていいのではないか。そうした彼らが劉邦を立てて打つて出たのは、統一後の秦の政策とぶつかったからではないのか。そうした意味では、前漢はそうした層の興望の上に成立したといえないか。前述の前漢民衆墓群の内容の、前代に

比較して飛躍的な豊富化は、そうした彼らの成長を具体的に示すものではないか。十号漢墓の墓主について裘錫圭は、墓主張優は「江陵西郷の有秩あるいは畜夫であろう」といい、黄盛璋は、彼は「爵は五大夫であったが、これは納粟で得たもので、官職とは関係なく、……中クラスの地主兼商人であろう」といい、夫婦の墓とみた八・九号墓のうち、八号墓々主を「南郡の太守あるいは太守に次ぐ高位の官吏であろう」といい、「彼らはすべて一家に属し、官吏・地主・商人の間の関係が密接であったばかりか、同時に互いに替わり得るものであることを説明している」⁽⁴⁰⁾とのべている。こうした彼らの在地性をもった上での成長した姿は、蕭何らが設計し創設した前漢帝国初期に生れた一つの結果ではないのか。

最後にもう一度、喜にたちもどってしめくくりとしたい。彼が「治獄」のまま生涯を終えたのか、あるいはいつのころか官を辞して民間人として生涯を閉じたのか、いずれにしても彼が父祖の地を離れず、墓の規模から考えて、ある程度以上の経済的基盤をもった一家の長として生涯を終ったことは事実であろう。「治獄」という職位と、この墓の示す経済力が、パラレルな関係にあるとはとても考えられず、喜の経済的基盤は、体制とは関係なく楚の時代からひきつがれてきたものであろう。彼は秦の官僚機構の末端につらなったこともありながら、終始自己の世界を守って、体制とは一線を画していた。彼が死んで七年にして秦は最初の反乱の波に洗われた。七年後の蕭何・張蒼等の生き方を、喜の上に重ねて考えるのは、そう非現実的なことではないように思う。また、八・九・十号墓々主たち一族に、喜及び彼の一族のその後の成長した姿を重ねてみることもできるのではないだろうか。

(一九七九年十月三日記 明治大学文学部専任講師)

註

- (1) 「南郡守騰文書」の名称は、この文書の内容からつけられたもので、釈文発表頭初からこの名で呼ばれ、一九七七年九月に発行された竹簡原寸大写真版の入った睡虎地秦墓竹簡整理小組による大型の『睡虎地秦墓竹簡』（文物出版社）にもこの名で発表されている。ところが、最近入手した同小組、同名書（文物出版社、一九七八年十一月）によると、「最後の一簡の背面にもとの標題があった」（十四頁）ということ、この書ではじめて原題「語書」の名が使用された。
- (2) 大庭脩『雲夢出土竹書秦律の研究』『関西大学文学論集』二七卷二号（一九七七）四二頁。
- (3) 黄盛璋『雲夢秦簡』『編年記』初歩研究』『考古学報』一九七七年第一期十三頁。
- (4) 孝感地区第二期亦工亦農文物考古訓練班「湖北雲夢睡虎地十一号秦墓發掘簡報」『文物』一九七六年第六期。
- (5) 同右訓練班「湖北雲夢睡虎地十一座秦墓發掘簡報」『文物』一九七六年第九期。
- (6) この編年は、七号墓櫛室内に刻まれていた「五十二年曲陽徒邦」の「五十一」、すなわち昭王五十一年（紀元前二五六）を、この墓の埋葬年と考え、また十一号墓より出土した「編年記」の最終年「卅年」、すなわち始皇三十年
- (7) 湖北省博物館・華中師範学院歴史系「湖北江陵太暉觀50号楚墓」『考古』一九七七年第一期。
- (8) 湖北省博物館「湖北江陵太暉觀楚墓清理簡報」『考古』一九七三年第一期。
- (9) 湖北省博物館・荊州地区博物館發掘小組・江陵県文物工作組「湖北江陵拍馬山楚墓發掘簡報」『考古』一九七三年第三期。
- (10) 宮川寅雄・関野雄・長広敏雄編『中国文明の原像』上一六一頁（日本放送出版協会 一九七八）。この文献は、宇都木章先生よりご教示いただきました。
- (11) 黄盛璋「江陵鳳凰山漢墓簡牘及其在歴史地理研究上の價值」『文物』一九七四年第六期七四頁。
- ※ この時この三基の他に六基が一緒に発掘されている。八・九・十号墓から四〇〇余枚の木牘が出土したが、その中に張偃・張伯・張母・張父等の文字がしばしばみられる。また十号墓より一面に「張偃」、もう一面に「張伯」と刻した木印が出土している。これは「墓主が生前使用していた私印の明器であり、……張偃・張伯は同一人と考え

るべきで、『伯』は排行であり、伯・仲・叔・季をもってよぶ例が、同墓の簡文上に非常に多くみられる(註12論文五二頁)。

(12) 長江流域第二期文物考古工作人員訓練班「湖北江陵鳳凰山西漢墓發掘簡報」『文物』一九七四年第六期四四頁。

(13) 註9論文一五一頁。

(14) 註4論文三頁。

(15) 季勳「雲夢睡虎地秦簡概述」『文物』一九七六年第五期。

(16) 註4論文。

(17) 睡虎地秦墓竹簡整理小組『睡虎地秦墓竹簡』(文物出版社、一九七八年十一月)一頁。なお、これには他に帙入り大型版(写真・釈文・注釈。一九七七年九月)の同出版社、同小組による同名のものあり。

(18) 註3論文十六頁(傍点筆者)。

(19) 古賀登「雲夢睡虎地某喜墓の秦律等法律文書副葬事情をめぐって」、唐代史研究会報告第II集『中国律令制とその展開』(一九七九年三月)所収。

(20) 高敏「雲夢秦簡初探」(河南人民出版社、一九七九年一月)。

※ 以下本文の高敏の議論は、陳直が「略論雲夢秦簡」

『西北大学学报』一九七七年第一期)で、『編年記』の作

睡虎地十一号秦墓竹簡「編年記」よりみた墓主「喜」について

成者を喜の父としている説に反論しているものである。陳直はこの中で「『大事記』は喜の父が書いたものとすべきで、それに喜等男女の出生年を付記したもので」、「喜の父は全部で六男一女」をもうけたが、「七人の出生は前後四三年ものへだたりがあり、同母の生んだものではあるまい。喜の死んだ始皇三十年に、喜の父はまだ生きていたのだから」とのべている。筆者同論文未見のため、高敏の『雲夢秦簡初探』十四―十五頁に引用されている部分をここにのせた。

(21) これまで「編年記」と称してきたものを、高敏・陳直は「大事記」と表記している。この点について少しことわっておきたい。最初出土竹簡が発表された時(註4・15論文及び『文物』一九七六年第六期に掲載された「雲夢秦簡釈文(一)」)、これは「大事記」の名で紹介された。それがのちに『睡虎地秦墓竹簡』(帙入、大型版、一九七七年)として刊行された時、「編年記」と命名がえされていた。ただしコメントなし。ちなみに黄盛璋は註3論文の註で、「雲夢秦墓竹簡整理小組は、この部分の竹簡に『大事記』の名をつけた。……今回整理小組の意見によって名を『編年記』に改めた」(一頁)とのべている。

高敏が自己の見解で「大事記」の名称に固執しているのではないことは、本文の後論であきらかである。また「軍政

松崎

第六十一巻 二八三

大事を記載していることよって、『大事記』と名づけられた(二三頁)といっていることでもわかる。なお、黄盛璋は自分の論文末尾に「編年記」の竹簡写真載せているので、勿論原物ないし写真をみていることはたしかであるが、陳直・高敏は『文物』の積文だけに拠っているようである。

- (22) 註15論文二頁。
- (23) 註19論文十八頁。
- (24) 同右二〇頁で古賀は、「反秦感情から……その事実を無視しようとして」秦の統一を記さなかったとのべている。
- (25) 黄盛璋「雲夢秦簡辨正」『考古學報』一九七九年第一期二二頁。註3論文8頁。
- (26) 註5論文六一頁。
- (27) 『史記』卷七「項羽本紀」。
- (28) 同右。

- (29) 『史記』卷八「高祖本紀」。
- (30) 陳直『漢書新証』(天津人民出版社、一九七九年三月)二五九頁。

- (31) 『史記』卷五三「蕭相国世家」。
- (32) 『漢書』卷二三「刑法志」。
- (33) 『史記』卷九六「張丞相列伝」。
- (34) 註31書。
- (35) 註29書。
- (36) 註31書。
- (37) 『史記』卷五四「曹相国世家」。
- (38) 註27書。
- (39) 裘錫圭「湖北江陵鳳凰山十号漢墓出土簡牘考釈」『文物』一九七四年第七期五六頁。
- (40) 註11論文七四頁。十号墓々主の身分について裘錫圭と見解に相違があるが、ここではふれない。